

坂出市地域公共交通活性化協議会設置規約

平成22年2月19日制定

平成23年4月 1日改正

平成24年5月 9日改正

平成28年4月 1日改正

令和 3年6月18日改正

令和 4年5月20日改正

(目的)

第1条 坂出市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)

第6条第1項および地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画等(以下「交通計画等」という。)の作成に関する協議および交通計画等の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を香川県坂出市室町二丁目3番5号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画等の策定および変更の協議に関すること
- (2) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 四国運輸局香川運輸支局長またはその指名する者
- (2) 香川県交流推進部交通政策課長またはその指名する者
- (3) 香川県坂出警察署交通課長またはその指名する者
- (4) 学識経験者
- (5) 香川高等専門学校代表者またはその指名する者
- (6) 坂出商工会議所代表またはその指名する者
- (7) 坂出市連合自治会代表またはその指名する者
- (8) 坂出市社会福祉協議会代表またはその指名する者
- (9) 坂出市老人クラブ連合会代表またはその指名する者
- (10) 四国旅客鉄道株式会社の代表またはその指名する者
- (11) 一般乗合旅客自動車運送事業者(バス)の代表またはその指名する者

- (12) 一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー）の代表またはその指名する者
- (13) 坂出市副市長
- (14) 坂出市総務部長
- (15) 坂出市政策部長
- (16) 道路管理者またはその指名する者
- (17) その他協議会が必要と認める者
(会長および副会長)

第5条 会長および副会長は、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し協議会の業務を掌理し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、全会一致を原則とするものとする。ただし、構成員全員の合意ができない場合は、大多数の意見を基本として少数意見にも配慮しながら意見集約を図るものとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、または、会議の出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議または調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、坂出市政策部政策課に置く。

3 事務局に事務局長，事務局員を置き，会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は，会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は，坂出市および香川県からの負担金，国からの補助金等をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は，会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は，監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，会長が別に定める。

(報酬および費用弁償)

第14条 協議会は，委員等に対し，報酬および費用弁償を支給することができる。

2 前項に定める報酬および費用弁償の額，支給方法等は，会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか，協議会の事務の運営上必要な細則は，会長が別に定める。

付 則

この規約は，平成22年2月19日から施行する。

付 則

この規約は，平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規約は，平成24年5月9日から施行する。

付 則

この規約は，平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規約は，令和3年6月18日から施行する。

付 則

この規約は，令和4年5月20日から施行する。